

住宅用火災警報器の設置率 と推進状況等について

- 全国の推計設置率（平成24年6月1日時点）
- 各種施策に伴う推進状況調査結果等
 - （1）設置効果
 - （2）奏功事例件数
 - （3）維持管理上の問題点
 - （4）維持管理に係る広報の状況

住宅用火災警報器の設置率(平成24年6月1日時点推計)①

H24.6.1時点における住警器の全国の推計設置率は77.5%で、前回推計結果(H23.6.1時点)の71.1%から6.4ポイント上昇。

全国77.5% (前回比 +6.4ポイント)

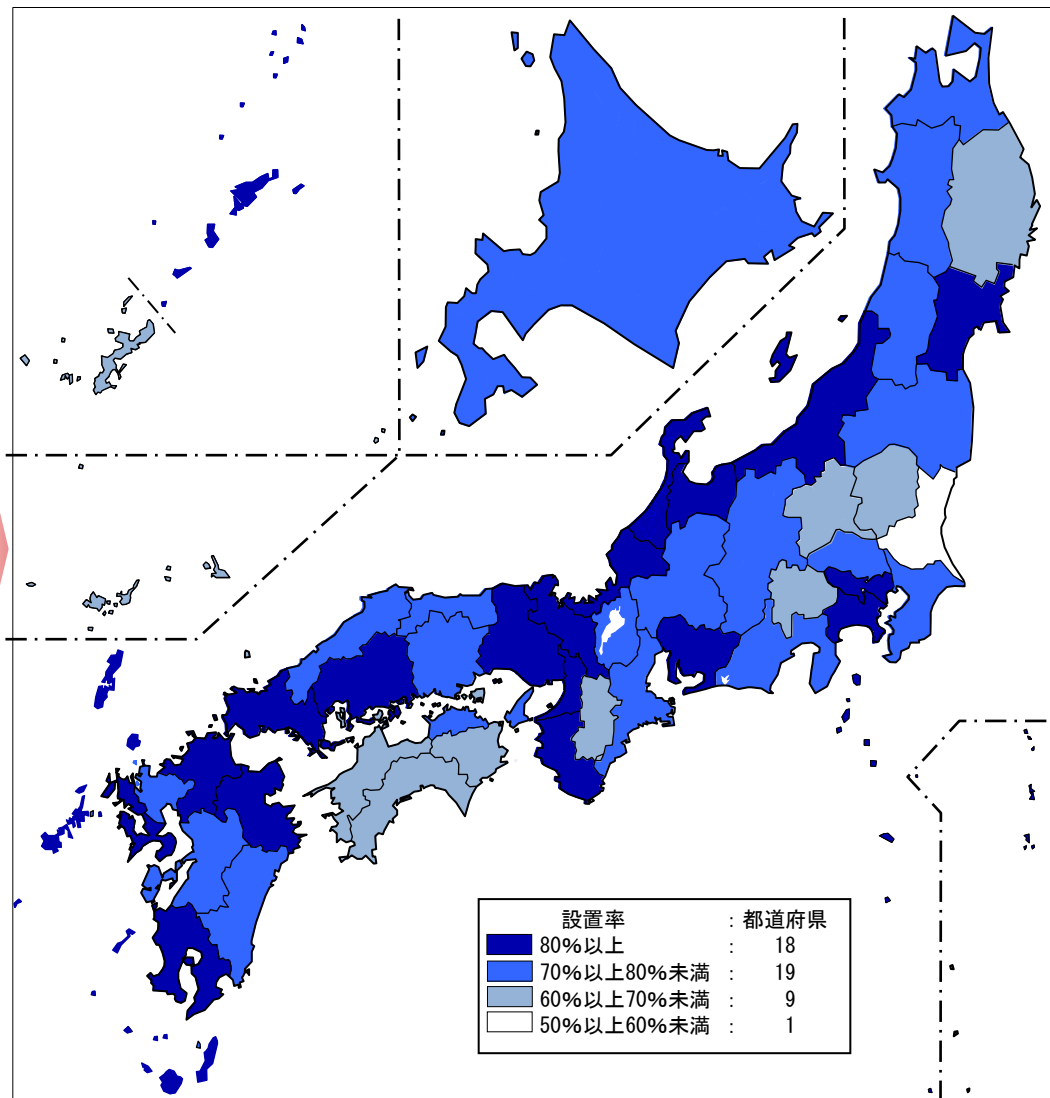
区分	設置率(%)	前回比 (ポイント)	区分	設置率(%)	前回比 (ポイント)
北海道	78.8	+6.3	近畿	80.2	+8.7
東北	77.6	+8.1	中国	79.6	+15.1
関東	75.9	+1.9	四国	69.4	+11.2
中部	77.6	+7.1	九州	78.6	+8.4

※ 調査対象からは、東日本大震災において、全壊、半壊の戸数が、全戸数の2割以上を占める地域並びに警戒区域及び計画的避難区域に指定された箇所が大半を占める地域で、かつ、震災以降に調査できなかった地域を除いている。

※ 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住宅用火災警報器の設置が免除される場合も「推計設置世帯数」に含む。

住宅用火災警報器の設置率(平成24年6月1日時点推計)②

都道府県名	推計設置率
滋賀県	77.7%
京都府	87.7%
大阪府	80.1%
兵庫県	82.3%
奈良県	67.7%
和歌山県	80.1%
鳥取県	75.3%
島根県	78.0%
岡山県	74.4%
広島県	82.6%
山口県	82.4%
徳島県	68.7%
香川県	70.4%
愛媛県	69.8%
高知県	68.0%
福岡県	82.2%
佐賀県	76.3%
長崎県	83.5%
熊本県	76.9%
大分県	82.0%
宮崎県	70.0%
鹿児島県	82.7%
沖縄県	60.4%



都道府県名	推計設置率
北海道	78.8%
青森県	76.0%
岩手県	69.2%
宮城県	88.1%
秋田県	75.8%
山形県	79.5%
福島県	71.4%
茨城県	59.8%
栃木県	68.3%
群馬県	69.0%
埼玉県	70.6%
千葉県	71.7%
東京都	81.8%
神奈川県	80.2%
新潟県	80.8%
富山県	82.4%
石川県	83.7%
福井県	90.2%
山梨県	68.3%
長野県	72.2%
岐阜県	71.3%
静岡県	70.4%
愛知県	81.4%
三重県	73.0%

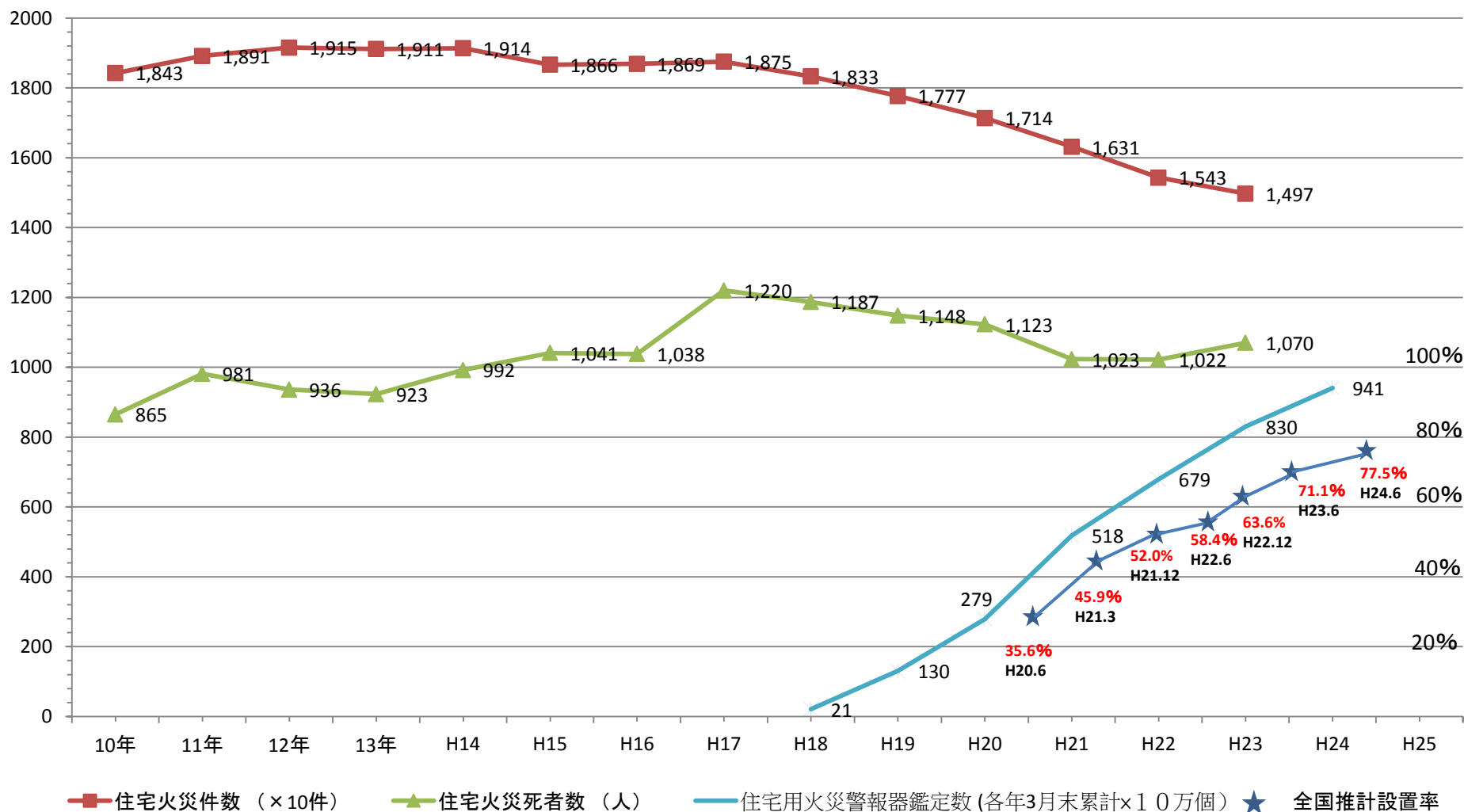
全国推計設置率

77.5%

(H24.6.1時点)

<推計設置率(都道府県別)>

住宅火災の状況と住宅用火災警報器の設置状況



住宅用火災警報器の効果

H21年からH23年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の効果进行分析。

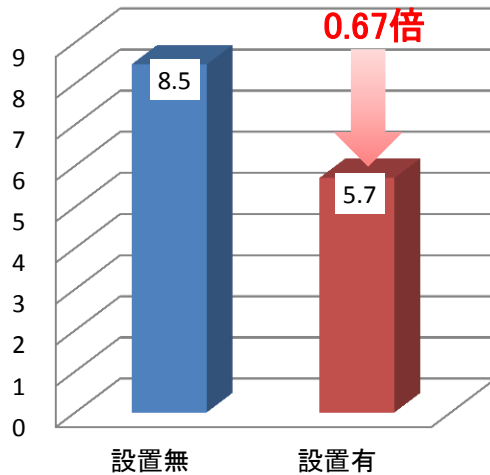
※ ここでは、住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生は2/3、焼損状況は概ね半減。



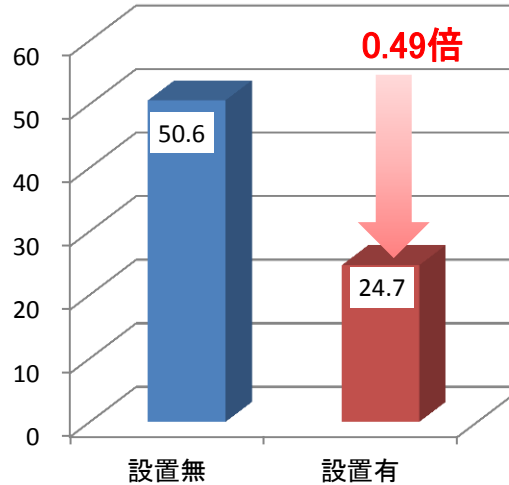
住宅用火災警報器を設置すれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少。

(人／火災100件)



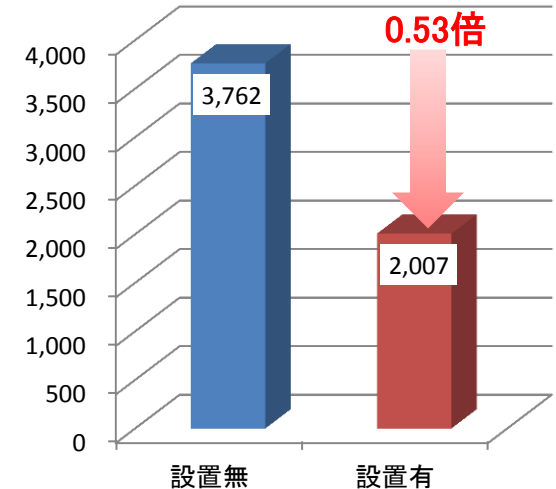
＜住宅火災100件当たりの死者数＞

(㎡／火災1件)



＜焼損床面積＞

(千円／火災1件)



＜損害額＞

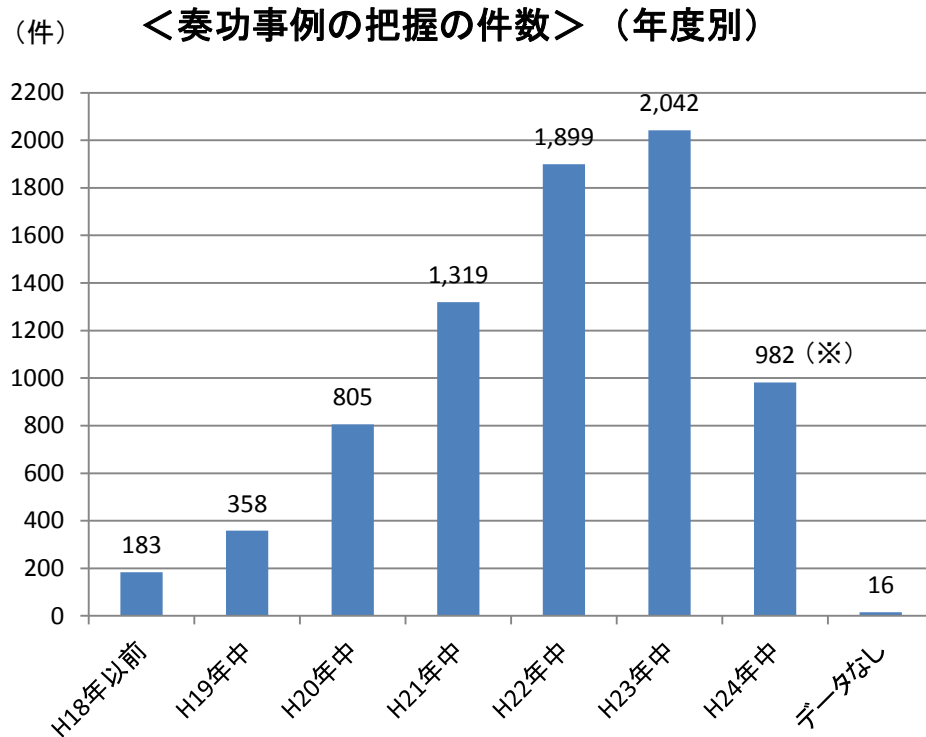
注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。

注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

住宅用火災警報器の奏功事例件数(平成24年6月調査)

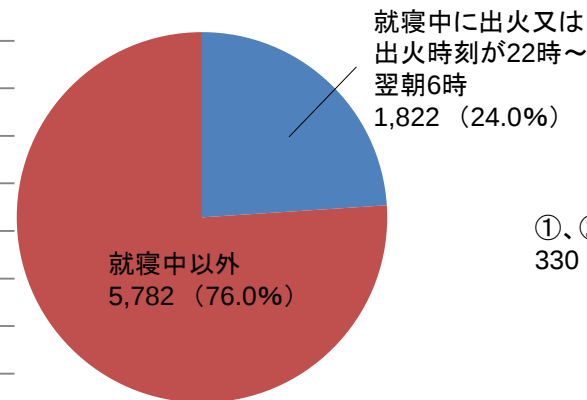
奏功事例は火災に至らないものほど、消防本部で把握するのが困難であるが、住警器の設置世帯の増加に伴い年々増加してきており、今後も把握を続け広報活動に活用することが重要である。

消防本部等が把握している奏功事例件数：計7,604件

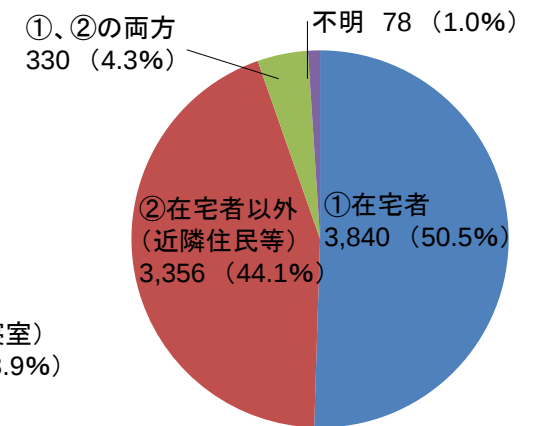


※平成24年中は6月現在の数

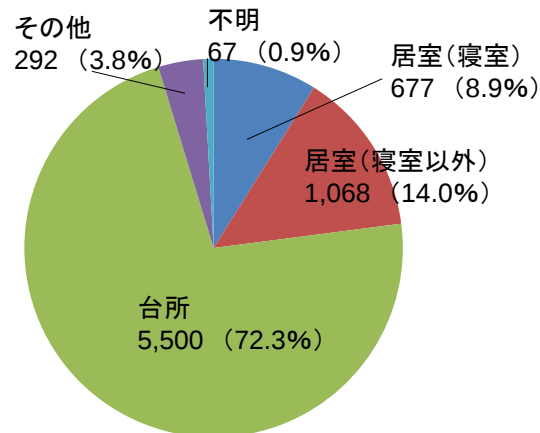
＜就寝の有無＞



＜火災に気づいた者＞



＜出火箇所＞



住宅用火災警報器の維持管理上の問題点

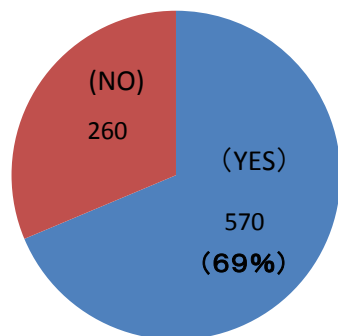
(平成24年6月調査)

住宅用火災警報器設置率調査の地域(830地域の消防本部等)を対象に消防本部等が考える住宅用火災警報器の維持管理上の問題点について選択方式で調査を実施した。

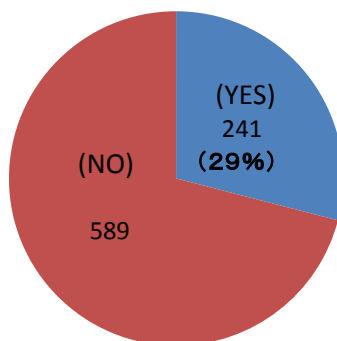
約7割の消防本部等では、住宅用火災警報器が高所に設置されているため、点検がしにくいと考えている。

また、約4割の消防本部等では、電池切れ等のブザー鳴動により119番通報に問合せや誤報の入電があるため、点検時に音を聞いてもらうと同時に、ブザー鳴動時の対処方法についての広報も重要である。

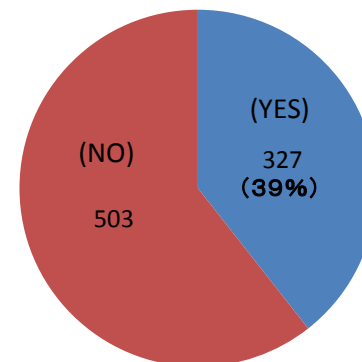
①住宅用火災警報器は、高所に設置されており、点検しにくい。



②住宅用火災警報器の掃除の方法が統一されていない。



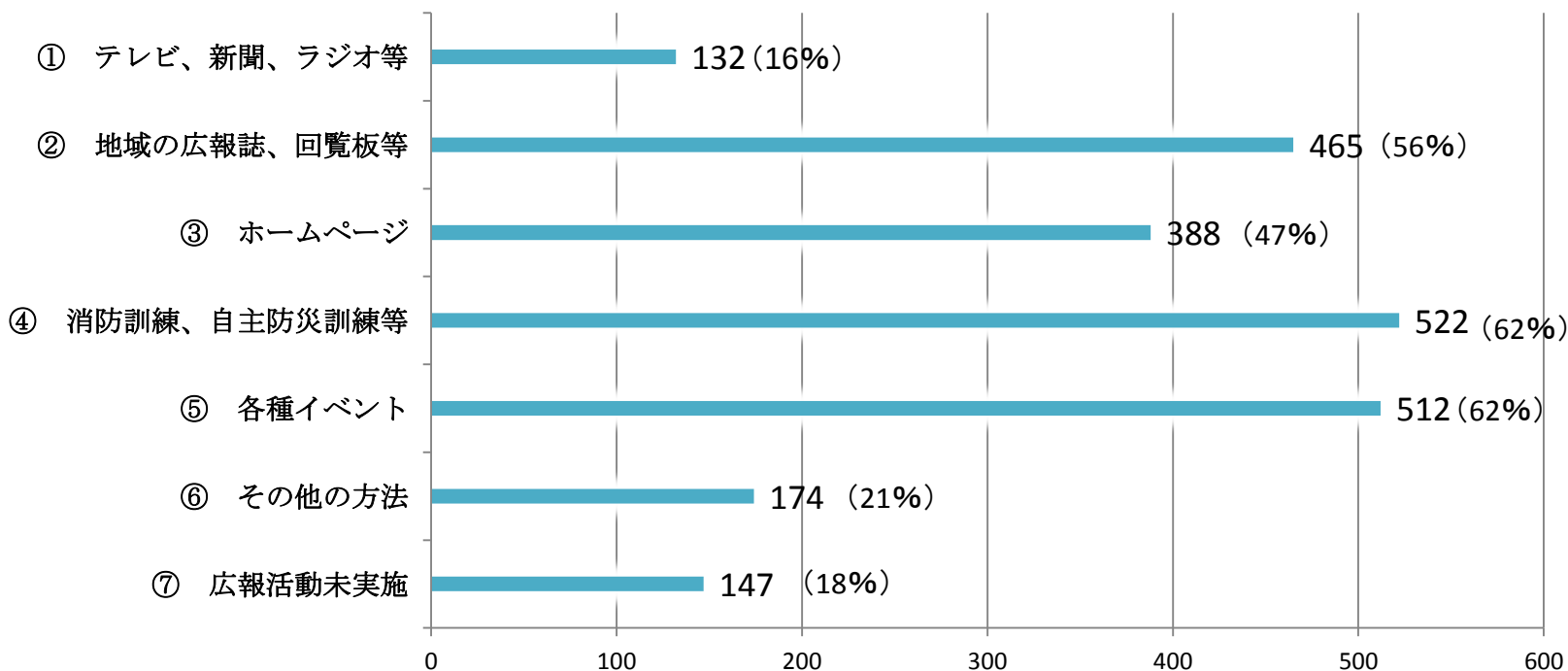
③電池切れ等のブザーの鳴動により、119番通報に問合せや誤報の入電がある。



消防本部等における維持管理に係る広報の状況

(平成24年6月調査)

消防本部等では、様々な広報媒体や各種機会をとらえ、維持管理についての広報を行っている。



(調査地域: 830地域の消防本部等)
(複数回答方式で集計)